本号で公布された法令のあらまし

◇防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三一号）（防衛省）

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二九年法律第四二号）の施行期日は、平成三〇年三月二七日とすることとした。

◇平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第三二号）（内閣府本府）

1　平成二九年六月七日から七月二七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を平成三一年二月九日まで延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇自衛隊法施行令等の一部を改正する政令（政令第三三号）（防衛省）

一　自衛隊法施行令の一部改正関係

1　陸上自衛隊の中央即応集団を廃止し、陸上総隊を新編することに伴い、陸上自衛隊の組織及び編成を改めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第六条～第六条の四、第一二条の五～第一三条、第三一条及び第一二七条関係）

2　陸上自衛隊の師団及び旅団の編成を改めることとした。（第一〇条及び第一二条の二関係）

3　陸上自衛隊の幹部学校を廃止し、情報学校を新設することに伴い、陸上自衛隊の学校の名称、位置及び所掌事務を改めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第三三条の二関係）

4　陸上自衛隊の研究本部を廃止し、教育訓練研究本部を新設することに伴い、教育訓練研究本部の名称、位置及び所掌事務を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第三三条の二、第三八条の四、第四八条の四、第一二六条の五及び第一二六条の九の三関係）

二　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

1　陸上自衛隊の陸上総隊を新編することに伴い、陸上総隊司令官を自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄の五号俸の俸給月額を受ける官職として定めることとした。（第四条及び第六条の二〇関係）

2　陸上自衛隊の陸上総隊を新編することに伴い、特殊作戦隊員に支給される特殊作戦隊員手当の月額を改めることとした。（第一二条関係）

3　陸上自衛隊の中央即応集団及び研究本部を廃止し、陸上総隊を新編し、教育訓練研究本部を新設することに伴い、俸給の特別調整額の対象官職を改めることとした。（別表第三関係）

三　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正関係

陸上自衛隊の中央即応集団を廃止し、陸上総隊を新編することに伴い、武力攻撃事態等において市町村長が避難住民の誘導を行うよう要請できる自衛隊の部隊等の長を改めることとした。（第八条関係）

四　施行期日

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二九年法律第四二号）の施行の日（平成三〇年三月二七日）から施行することとした。

政　令

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年二月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十一号

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十二号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年三月二十七日とする。

防衛大臣　小野寺五典

内閣総理大臣　安倍　晋三

平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年二月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十二号

平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十九年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和三十七年政令第四百三号」の下に「。以下「令」という。」を加え、「同令」を「令」に改める。

本則に次の一条を加える。

（災害関係保証に係る期限の特例）

第三条　第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、令第二十四条の規定にかかわらず、平成三十一年二月九日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

財務大臣　麻生　太郎

経済産業大臣　世耕　弘成